農地法第5条第1項の規定による許可申請書

令和 * 年 * 月 * 日

埼 玉 県 知 事 様

譲受人 氏名 畑 耕作

譲渡人 氏名 和光 太郎

m '

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定(移転)したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

				Ē	己				
1 当事者の住所等	当事者の別		氏 名			住		所	
	(垮	埼玉県和光市南*一*				
受人、譲渡人、譲渡り、請地が多数あ書で記入欄にはいいます。これはいいます。これがある。これが、おりとしては、おりとしてできない、その際、よう	譲 渡 人 和光 太郎			垮	埼玉県和光市広沢1-5				
				地目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定		市街化区域・市街化
	土地の所在		地番	登記簿	2簿 現況		されている場合 権利の種類	権利者の氏名または名称	- 調整区域・その他の 区 域 の 別
	新倉*丁目		**番	⊞	畑	*****			市街化調整区域
青書と別紙に ^{の所}		以	下余白						+vo - 1.1.+10 - +4
印をしてくだ N。								化調整区域を転	おりとせずに、市街 用するに至った経緯 マイださい、詳細と
									てください。詳細と が、概要を記入して 棒です
	 計	*		n		* * * m²	· 採草放牧		m²)
	(3) 事業の操業期間 又は施設の利用期間 (4) 転用の時期及び転 用の目的に係る事業 又は施設の概要 どちらか してくだ		令和** 年 ** 第1期(着工** から **年* 名 称 棟数 土地造成 建 築 物 民事の契約 参照して		*年**月**日 第2期(**月**日まで) から 建築面積 所要面積 名 称 ************************************		k久 年間 T. 年 月 日 合 計 年 月 日まで)		建築面積 所要面積 所要面積 開与、用等を
4 権利を設定、移 転しようとする 契約の内容	権利の種類が有権		権利の、定、移転の別 設定・移転		↑ 設定、移 □**年**			存続期間 <mark>久</mark>	その他 売 買
5 資金調達につい ての計画	譲受人の自己資金で行う ※借入金がある場合は、その旨を記入してください。								
6 転用することに よって生ずる付 近の土地・作物・ 家畜等の被害防 除施設の概要	隣地境界:ブロック3段積土留、ネットフェンス(H120mm)を設置 道路境界:グレーチング排水溝設置								
7 その他参考とな るべき事項									

記載要領

- 1 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載してください。
- 2 譲受人が2人以上である場合には、申請者の差出人は「譲受人何某」及び「譲受人何某外何名」とし、申請者の1及び2の欄には「別紙 記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の 区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を 6 箇月単位で区分して記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときにはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第8号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第2号口若しくはハのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときはその旨及び理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

添付書類

- 1 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書、定款、規約、寄付行為の写しのうちいずれか一種類
- 2 土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書
- 3 申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を 明らかにした図面
- 4 規則第三十一条第五号の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- 5 申請に係る農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- 6 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見 を得られない場合には、その事由を記載した書面)
- 7 前項ただし書の規定により連署しないで申請書を提出する場合にあっては、規則第十条第一項各号のいずれかに該当することを証する書 面
- 8 その他参考となるべき書類